

最高裁秘書第3358号

平成30年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

6月29日付け（7月2日受付，最高裁秘書第2768号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所が修習給付金について必要経費として控除することができる経費があるかどうかを検討した際に作成し，又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。